## (公社)小松市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、(公社)小松市スポーツ協会がスポーツ活動の普及・振興に顕著な功 労のあった個人及び団体又はクラブを表彰することを目的とする。

(対 象)

- 第2条 表彰は(公社) 小松市スポーツ協会並びに加盟の種目別協会及び地域スポーツ(体育) 協会で永年に亘りスポーツ活動を推進,実践し功労のあった個人及び団体又はクラブで、次の(1)~(4)のいずれかに該当し、(5)を満たすものとする。
  - (1) 役員及び指導者として10年以上活動し現在も引き続きその任にあり、スポーツの普及・振興に寄与した者
  - (2) 競技協会及び地域スポーツ(体育)協会で10年以上活動し、スポーツの普及・振興に寄与した団体又はクラブ。
  - (3) 団体又はクラブ活動を10年以上、育成・援助している個人及び団体
  - (4) その他, (公社)小松市スポーツ協会の発展に寄与する等の顕著な功績があり, (公社)小松市スポーツ協会々長が特に認めた者
  - (5) 満年齢40歳以上(当年の4月2日を基準)で、過去において体育・スポーツに関する小松市以上の表彰を受けたことがないこと。

(推薦)

第3条 表彰を受ける個人及び団体又はクラブは、原則として各協会1名、1団体又は 1クラブ以内とし、(公社)小松市スポーツ協会に推薦する。

(選 考)

- 第4条 被表彰者の選考は、(公社)小松市スポーツ協会総務委員会において審議し常任理 事会で決定する。
  - (1) 審議会において、定数等の関係で否決された者については、次年度に優先して審議する。

(表 彰)

第5条 表彰については、小松市民スポーツ大会の開会式において表彰する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか,必要な事項は(公社)小松市スポーツ協会々長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 7年 4月 1日から施行する。

平成 8年 4月 1日一部改正

平成17年 6月14日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

平成31年 4月 1日一部改正